政令

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十八号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十二号ハ中「第二局」の下に「、第三局、第四局及び第五局」を加え、「（上席調査官にあっては、平成二十九年四月一日以降に置かれるものに限る。）並びに同局に置かれていた上席調査官（平成二十一年三月三十一日以前に置かれていたものに限る。）」を削り、同号ニを削り、同項第十四号を次のように改める。

十四　独立行政法人統計センターに置かれる部若しくは情報技術センターに置かれる職又は独立行政法人統計センターに置かれていた経営審議室若しくは部に置かれていた職であって次に掲げるもの

イ　総務部及び統計情報システム部に置かれる部長及び次長

ロ　統計編成部に置かれる部長、統計編成統括官、人口・消費統計編成調整官、経済統計編成調整官及び次長

ハ　情報技術センターに置かれる情報技術センター長

ニ　経営審議室に置かれていた経営審議室長

ホ　管理部及び統計情報・技術部に置かれていた部長及び次長

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

災害救助法施行令及び災害対策基本法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十九号

災害救助法施行令及び災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害救助法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第四条第三項、第九条第一項、第十二条及び第二十三条並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、並びに災害救助法を実施するため、この政令を制定する。

（災害救助法施行令の一部改正）

第一条　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「都道府県知事」の下に「又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）」を加え、同条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五条、第六条（見出しを含む。）、第八条第二項第二号及び第三号並びに第十三条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改める。

第十八条を次のように改める。

（事務の区分）

第十八条　この政令の規定により都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。）が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一　第三条、第五条並びに第八条第二項第二号及び第三号の規定により都道府県等が処理することとされている事務

二　前条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務

第二十条中「都道府県」を「都道府県等」に改める。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第二条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第二号中「都道府県」の下に「（同法第二条の二第一項に規定する救助実施市の区域にあつては、当該救助実施市）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十一条の三第二号中「都道府県」を「同令第十八条に規定する都道府県等」に改める。

別表第一災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の項を次のように改める。

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）	この政令の規定により都道府県又は救助実施市（第一号において「都道府県等」という。）が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一　第三条、第五条並びに第八条第二項第二号及び第三号の規定により都道府県等が処理することとされている事務 二　第十七条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務